

# 長期評価の信頼性めぐり、 証拠と矛盾の多い判決

添田孝史 そえだ たかし

科学ジャーナリスト。著書に『原発と大津波 警告を葬った人々』『東電原発裁判——福島原発事故の責任を問う』(ともに岩波新書)。

東京電力(東電)の元会長・勝俣恒久氏、元副社長の武黒一郎、武藤栄両氏ら旧経営陣3人を被告人とする刑事裁判で、東京地裁(永淵健一裁判長)は9月19日、全員に無罪を言い渡した。しかし地震調査研究推進本部(地震本部、推本)の長期評価を「取り入れるべき知見であるとの評価を一般に受けていたわけではない」としたことは裁判が明らかにした事実と矛盾しているなど、疑問の多い判決だ。

この記事では、

- (1)長期評価にもとづく津波対策を、東電は一旦承認していたことを否定
  - (2)長期評価の信頼性に疑いがあると判断した
  - (3)根回し、データ隠蔽、他社に圧力をかけるなどの方法で、津波対策を引き延ばしたことを認めていない
- という三つの問題について主に述べる。

## 長期評価を承認していたことを否定

### 「山下調書に疑義」

地震本部は、岩手・宮城県沖で発生した明治三陸津波(1896年)と同じような大津波が、福島県沖でも発生しうるという長期評価<sup>1</sup>を2002年7月に発表した。その長期評価に、被告人らがどのように対処したのかを、説明した証拠があった。東電の地震対応部局のナンバー2だった山下和彦・原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター所長が検察の調べに供述した調書(山下調書)<sup>2</sup>だ。

「地震本部の長期評価を取り入れること、対策を講じる必要があることは、武黒原子力立地本部

長と武藤副本部長まで伝えられ、最終的に2008年2月16日に行われた、当時の勝俣社長が出席する中越沖地震対応打合せ(御前会議)でも報告された。勝俣社長も、その報告内容に反対しなかったため、地震本部の長期評価を取り入れるという原子力設備管理部の方針が了承された」などと述べていた。

判決要旨は「これと整合しない事実があるなど、その供述の信用性には疑義がある」とあっさり切り捨てた。要旨には書かれていないが、裁判長が読み上げた判決では「山下調書について、これと符合する社内メールなどの証拠もあるがメールの内容は信用できない」「山下氏が資料の配布だけをしたのに説明をしたと勘違いした可能性がある」などの説明も加えられていた。

しかし、山下調書と符合する社内メールや文書は複数ある<sup>3</sup>。それらが「信用できない」とする説得力のある理由がないのは、この判決の弱点だ。

また2008年7月31日の社内会合で、武藤氏から津波対策の先送りを告げられた社員は、その時の状況について「それまでの状況から、予想していなかった結論に力が抜けた。(会合の)残り数分の部分は覚えていない」と証言している(2018年4月、第5回公判)。この社員の落胆ぶりも、社内で長期評価の採用が一旦は承認され、対策準備を続けていたと考えないと、理解しづらい。

### 他社も「これまでの方針と180度異なる」

東電の動きが2008年7月31日に大きく転換したと受け止めたのは、東電の社員だけでなく、他社もそうだった。

日本原子力発電は翌8月に会合を開いていた。